



平成19年6月26日

各位

会社名 株式会社 静岡銀行
代表者名 取締役頭取 中西勝則
(コード番号 8355 東証第一部)
問合せ先
経営企画部長 一杉逸朗
(TEL 054-261-3131)

取締役に対する株式報酬型ストックオプションの発行に関するお知らせ

静岡銀行（頭取 中西勝則）では、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当行取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせします。

記

1. 新株予約権を発行する理由

当行では、経営改革の一環として役員報酬の見直しを行い、退職慰労金制度を廃止するとともに、業績連動型報酬及び株式報酬型ストックオプションを導入することといたしました。

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権は、取締役の企業価値増大への意欲や、株主重視の経営意識を高めるため発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

株式会社静岡銀行 第1回新株予約権

(2) 新株予約権の割り当ての対象者及びその人数

当行の取締役8名

(3) 新株予約権の総数

670個

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権1個の行使により新たに発行またはこれに代えて移転（以下、当該発行または移転を「付与」という。）する当行普通株式の総数は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後に当行が当行普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当行が合併、会社分割（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の

目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等または株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式数を調整することができる。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算出した価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権を相殺するものとする。

(6) 新株予約権の割当日

平成19年7月27日

(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により付与される株式1株当たりの金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

(8) 新株予約権を行使することができる期間

平成19年7月28日から平成44年7月27日までの間とする。ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたる時はその前営業日を最終日とする。

(9) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者が取締役の地位にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利を行使することができる期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日以降においては権利行使することができる。

② 以下の事項に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

A. 新株予約権の割当日から1年以内に取締役の職を自ら辞した場合

B. 次の事項に抵触して当行の取締役を解任された場合

ア 重大な法令違反を犯した場合、もしくは故意または重大な過失により当行の方針に反する行為をした場合

イ 当行の代表者の承諾なくして、取締役在任中に他社に雇用され、または他社の役員に就任した場合

ウ 当行の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、またはこれを受けた場合、当行の体面を汚した場合、もしくは当行に多大な損害を与える行為をした場合

C. 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号及び第4号に該当した場合

D. 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の規定に違反した場合、もしくは新株予約権者が当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行なったと当行の取締役会が認めた場合

E. 新株予約権者が、当行所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

③ 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。

④ その他の条件については、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割

当契約書」の定めるところによる。

(10) 新株予約権の取得に関する事項

前記(8)に定める新株予約権を行使することができる期間中といえども、新株予約権者が以下に該当した場合、当行は新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 新株予約権者が、前記(9)の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- ② 当行が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当行の株主総会(株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会。)において決議された場合(存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約書に定めた場合を除く。)
- ③ 当行が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当行の株主総会(株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会。)において決議された場合(完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約または株式移転計画に定めた場合を除く。)

(11) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。

(12) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。

(13) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(4)に準じて決定する。

③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる

金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

④ 新株予約権を行使することができる期間

前記(8)に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(8)に定める期間の末日までとする。

⑤ 新株予約権の取得に関する事項

前記(10)に準じて決定する。

⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記(12)に準じて決定する。

(14) 端数の取扱い

新株予約権者に付与する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(15) 新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社静岡銀行 本店営業部

以上